（省令11条関係）

　　年　　月　　日

**租税条約の規定による　　　　年度の村県民税免除に関する届出書**

中島村長　様

　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十一条に基づき、次のとおり届け出ます。

　所得税については、日本国と　　　　　　　　　との間の租税条約第　　条第　　項により、租税条約に関する届出書を　　　　年　　月　　日に税務署へ提出して免除を受けています。



※添付書類

・源泉徴収義務者が税務署長へ提出した租税条約に関する届出書（税務署の受付印があるもの）

・在学証明書（留学生の場合）

・事業等の修習者であることを証する書類（事業等の修習者である場合）

・交付金等の受領者であることを証する書類（交付金の受領者である場合）

・雇用契約等の契約書（雇用契約等を締結している場合）

※注意事項

・提出期限は、毎年3月15日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

・期限後の免除は受けられません。また、届出書は毎年提出していただく必要があり、提出のなかった年は免除を受けられません。